



平成 21 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ビックカメラ
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(コード番号：3048 東証一部)
問合せ先 常務取締役経営企画本部長
兼経理本部長 金澤 正晃
T E L 03-3987-8785

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、既に平成 21 年 2 月 20 日に過年度決算短信等の訂正を開示し、同日付で関東財務局に対し有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、その旨を公表いたしました。

また、上記の有価証券報告書等のうち訂正前の平成 19 年 8 月期(自 平成 18 年 9 月 1 日 至 平成 19 年 8 月 31 日)有価証券報告書ならびに平成 20 年 2 月中間期(自 平成 19 年 9 月 1 日 至 平成 20 年 2 月 29 日)半期報告書を参照書類とする発行開示書類に基づき、平成 20 年 6 月に募集株式を発行いたしました。

これらに関し、本日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し 2 億 5,353 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

当社は、このたび、証券取引等監視委員会より勧告されたことを真摯に受け止め、正式な通知を受領後、対応について検討し、決定次第改めて開示する予定です。

また、本日付で当社の相談役(元当社代表取締役会長)に対しても、証券取引等監視委員会が 1 億 2,073 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありましたので、併せて、お知らせいたします。

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

ご参考

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項 http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2009/2009/20090626.htm

以 上